

自動車関係団体各位

使用済自動車及び中古自動車の取引に当たっての確認事項

平成17年8月9日

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室
環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室

関係団体各位におかれては、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の施行に当たって多大な御協力をいただき、御礼申し上げます。自動車リサイクル法施行後既に半年余を経過したところですが、下記事項につき関係する会員事業者に対し改めて周知徹底のほどお願い申し上げる次第です。

記

1. 引取業者は、最終所有者から自動車を引き取る場合、最終所有者に対し当該自動車が中古車であるか使用済自動車であるかの区別を明確にした上で引き取る義務がある。この場合において、中古車であるか使用済自動車であるかは、一義的には所有者の意志に基づき決定されることが基本であり、また、当該自動車の客観的な状況にもよるものである。したがって、いずれに該当するのかについては引取業者は当該自動車の客観的な状況も踏まえつつ最終所有者と相談の上、合意に達することが不可欠である。そのような合意を経ずに又は所有者の意志を踏まえずに、あるいは、自動車の客観的な状況と一切関係なく一方的に中古車扱いとして引き取る場合には、自動車リサイクル法第9条第1項（引取業者の引取義務）に違反することとなる。なお、使用済自動車として引き取った場合には、当該自動車を以降中古車として取り扱うことはできない。
2. リサイクル料金が預託されていない自動車が使用済自動車として排出される場合、リサイクル料金を支払うべき義務のある者は当該自動車の最終所有者である。この場合、引取業者は自動車リサイクル法（第9条第2項）に基づき、最終所有者に対しリサイクル料金を支払う必要があることを告知する義務がある（法第9条第2項）。このような告知を行わず、最終所有者になり代わって引取業者が自らリサイクル料金を支払うことは、関係各者の役割分担を定めた自動車リサイクル法の趣旨に反するものである。また、後工程の事業者であるフロン類回収業者又は解体業者にそのリサイクル料金を支払わせる（先送りする）ことも不相当であり、独占禁止法という優越的地位の濫用に該当するおそれがあることは、既に平成16年12月27日付け文書「自動車リサイクル法におけるリサイクル料金負担の恣意的な転嫁の禁止について」にて通知したとおりである。

(社) 日本自動車整備振興会連合会御中

2004年12月27日
 環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室
 経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室

自動車リサイクル法におけるリサイクル料金負担の 恣意的な転嫁の禁止について

－最終所有者の特定とリサイクル料金負担の考え方－

自動車の引き渡しにおける留意点

○自動車を、中古車として譲渡するのか、使用済自動車として引き渡すのか、については、当該自動車の所有者の意志に基づき決定されることが基本であるが、これに加えて客観的な事実というのも当然に判断材料となると考えられる。

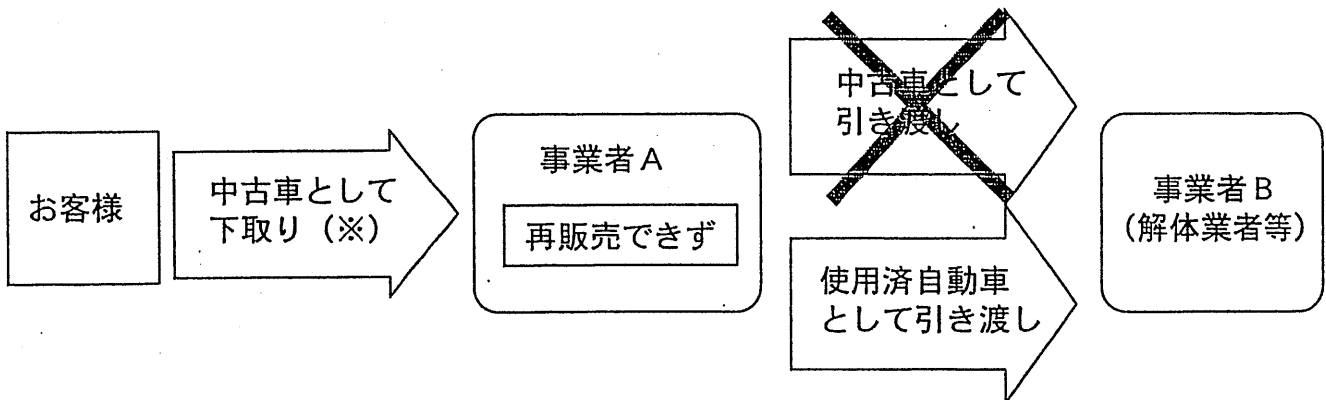
例えば、事業者が中古車として下取った自動車に関し以下のような引き渡しを行う場合は、客観的には使用済自動車を引き渡していると判断される。このため、引き渡す者が最終所有者としてリサイクル料金を預託あるいはリサイクル預託金相当額を負担すべきであり、これを恣意的に中古車として譲渡した形をとりリサイクル料金に関する負担を先送りすること（次の事業者にリサイクル料金を持たせること）は不相当であることにご留意頂きたい。

なお、以上のような恣意的な取引を次事業者に対し強制する場合、独占禁止法に基づき禁止されている「不公正な取引方法（優越的地位の濫用）」に該当する可能性があることにも留意。

[客観的に使用済自動車の引き渡しと判断される例]

- ①事業者Aがお客様から中古車として下取ったものの、その後中古車として販売できず解体業者等のその他の事業者Bに引き渡す場合
- ②オークション会場にて取引が成立しなかった自動車をそのまま解体業者等に引き渡す場合
- ③事故車等についてそのまま使用済みとするために解体業者等に引き渡す場合

<上記①の例>



※：事業者Aが中古車として下取った場合であっても、客観的に使用済自動車を引き取ったと判断される場合も存在。この場合、事業者Aが引取業の登録を受けていない場合は、自動車リサイクル法の無登録営業となり罰則が適用される。事業者Aが登録を受けた引取業者の場合は、引取業者としての行為義務を履行していないこととなり都道府県知事等による勧告・命令の対象となる。

○なお、本資料はあくまで客観的に使用済自動車の引渡しと判断される場合に、これを中古車として譲渡した形をとることでリサイクル料金に関する負担を先送りすることを不相当と整理することを趣旨とするものであり、中古車売買自体を規制するものではないことに留意頂きたい。